

## 【資料1】 各国の主な状況

	男女共同参画に関する基本法等(施行年)	男女共同参画担当行政機関	ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)順位(2006)	ジェンダー・ギャップ指数順位(2006)	国会議員に占める女性の割合(二院制の場合は下院, %)	就業者に占める女性の割合(%)	管理的職業従事者に占める女性の割合(%)	賃金水準(男性=100とした場合の女性の水準)	男女計の家事・育児時間に占める男性の時間割合(%)
日本	憲法(1947) 男女共同参画社会基本法(1999)	内閣府男女共同参画局	42位	79位	9.4	41.4	10.1	66.8	12.5
ノルウェー	男女平等法(2005改正)	子ども・平等省	1位	2位	37.9	47.1	30.5	86.8	40.4
スウェーデン	男女平等法(1994改正) 差別禁止法 統治法	差別撤廃・男女平等省	2位	1位	47.3	47.8	29.9	88.4	37.7
ドイツ	連邦平等法(2001) ※第3条で法の下での平等を定め、第3条2項で男女の同権を規定	連邦家族・高齢者・女性・青少年省	9位	5位	31.6	44.9	37.3	74.0	35.7
フランス	共和国憲法(1999改正) ※改正によりパリティ原則(男女同数制)が組み込まれ、第3条5項に「選挙によって選出される議員及び役職の男女の均等な参入を推進する」旨の規定	女性の権利・平等省	—	70位	12.2	45.6	7.0	86.6	34.3
英国	性差別禁止法(1975)	女性・平等局	16位	9位	19.7	46.5	34.5	82.6	29.9
米国	公民権法(1964) ※第7編で「人種、肌の色、宗教、性または出身国」を理由にした雇用や解雇、報酬などの差別を禁止	—	12位	22位	16.2	46.4	42.5	81.0	37.0
オーストラリア	性差別禁止法(1984)	女性の地位局	8位	15位	24.7	44.9	37.3	86.4	39.0
韓国	女性発展基本法(1995)	女性家族部	53位	92位	13.4	41.7	7.8	62.6	12.2
フィリピン	憲法(1987) ※国家建設における女性の役割、法の下での男女の平等を規定	フィリピン女性の役割国内委員会	45位	6位	15.3	38.5	57.8	96.6	—
シンガポール	憲法(1963) ※第12条に法の下での平等を規定 女性憲章(1996改正) ※結婚・離婚にかかる両性の権利義務や、性的・暴力的犯罪から女性・子供の保護を規定	地域開発・青少年・スポーツ省	18位	65位	21.2	41.5	25.9	72.3	—
マレーシア	憲法(2001)	女性・家族・地域省	5位	72位	8.9	35.9	23.2	63.0	—

(備考) 1. ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)は、女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合及び男女の推定所得を用いて算出している。国連開発計画「人間開発報告書」(2006年版)より作成した75か国中の順位。

2. ジェンダー・ギャップ指数は、世界経済フォーラム発表資料より作成。政治分野、経済分野に教育分野、保健分野を加えた各種指標から算出した115か国中の順位(格差が小さい国が上位)。GEMと比較してエンパワーメントよりも平等を重視しており、所得水準を加味していないため、経済発展途上国でも上位にくることがある。

3. 国民負担率は財務省「国際比較に関する資料」による。

4. 国会議員数はIPU(列国議会同盟)資料による。

5. 就業者及び企業の管理職に占める女性割合はILO「LABORSTA」による。

6. 賃金水準は、ILO「LABORSTA」、国連データベース等より作成。

7. 男性の家事・育児時間の割合は、OECD「Employment Outlook 2001」、総務省「社会生活基本調査報告」(平成13年)、「American Time Use」(BLS)等より作成。

※ 内閣府 2007年版「男女共同参画白書」より

## 【資料2】 国会議員における女性の割合

順位	国名	女性割合 (%)	女性議員数 (人)	議員数 (人)	選挙年月
1	ルワンダ	48.8	39	80	2003年9月
2	スウェーデン	47.3	165	349	2006年9月
3	コスタリカ	38.6	22	57	2006年2月
4	フィンランド	38.0	76	200	2003年3月
5	ノルウェー	37.9	64	169	2005年9月
6	デンマーク	36.9	66	179	2005年2月
7	オランダ	36.7	55	150	2006年11月
8	キューバ	36.0	219	609	2003年1月
	スペイン	36.0	126	350	2004年3月
10	アルゼンチン	35.0	90	257	2005年10月
11	モザンビーク	34.8	87	250	2004年12月
12	ベルギー	34.7	52	150	2003年5月
13	アイスランド	33.3	21	63	2003年5月
14	南アフリカ	32.8	131	400	2004年4月
15	オーストリア	32.2	59	183	2006年10月
	ニュージーランド	32.2	39	121	2005年9月
17	ドイツ	31.6	194	614	2005年9月
18	ブルンジ	30.5	36	118	2005年7月
19	タンザニア	30.4	97	319	2005年12月
20	ウガンダ	29.8	99	332	2006年2月
∴					
38	オーストラリア	24.7	37	150	2004年10月
39	シンガポール	24.5	23	94	2006年5月
∴					
61	英 国	19.7	127	646	2005年5月
∴					
82	米 国	16.3	71	435	2006年11月
∴					
98	韓 国	13.4	40	299	2004年4月
∴					
106	フランス	12.2	70	574	2002年6月
∴					
131	日 本	9.4	45	480	2005年9月
∴					
135	マレーシア	9.1	20	219	2004年3月

- (備考) 1. IPU「Women in Parliaments」より作成。  
 2. 調査対象国は189カ国。  
 3. 二院制の場合は下院の数字。順位は、IPU発表資料を基に内閣府にてカウントし直したもの。

※ 内閣府 2007年版「男女共同参画白書」より